大場の教育

ICT活用事例集の問題点

2021年2月3日、県教委は「探究を軸とした学び」(事例集)を配布することを各学校に通知しました。本文には、(1)探究を軸とした学びのスタイル改革と(2) ICTを活用した学びのスタイル改革で構成された事例集を教育委員会ホームページ上(ホーム〉学校教育〉高校教

(ホーム / 子校教育 / 高校教育・中高一貫教育 > 確かな学力を育む > 学びのスタイル改革)で公開するとしています。まだ、目にしていない人も多いかと思います。

冒頭、高校教育課長の「はじめに」の一文には、アクティブラーナー、コンピテンシー、バックキャスティングといった流行文字が並び、探求的な学びとしてICT活用のデザインを試みたと述べています。また、次に探求を軸とした学びの概念図が示されていることから、新学習指導要領の内容に沿った授業展開を、ICTを利用して行うための事例集であるということがわかります。

授業の事例がない

具体的に内容を見ると、巻頭 言の後に教科毎に授業展開の事 例が記載されていますが、生徒 全員が学習者用端末をどのよう に使って授業を受けるかという 点について、全くと言っていい ほど事例があげられていません。

高校での導入はこれからということなので、実践事例がないのはわかりますが、今年度開校した附属中学校を始め、中高一貫校の中学生には、ひとり1台の学習者用端末を貸与して授業展開をしているので、少なくともクラスの生徒全員が学習者用端末を用いた授業展開の事例を掲載することは出来たはずです。

今回の事例集からは、授業を どう展開するのかというヒント を得ることはできますが、クラ ス全員が学習者用端末を使って、 授業を受けているイメージが全 く浮かびません。

また、事例集の見方では、「I CT活用」という部分が掲載され ているにもかかわらず、教科に

茨城県高等学校教職員組合水戸市平須町1番93....

Tel 029-305-3075 e-mail iba-kou@mito.ne.jp https://ihsfu.net/

よってはICTをどのように活用するのかという点について、全く記載されていない教科もあります。また、保健体育のように、事例自体が掲載されていない教科もあります。

どのようにICTを授業に取り入れて、どう展開していくのか、その入り口さえ示されていないということになり、担当の教員は困惑してしまうのではないでしょうか。

県教委が示している事例集に すべての教科を網羅した内容に なっていないことから、本気で 学習者用端末を導入して生徒に 活用させようとしているのかが 疑問になります。

さらに、「ICT最初の一歩」の 記載では、学習者用端末をどの ように活用するのかということ について、基本的なG-Suiteの使 用法のみにとどまっており、そ れをどのように授業や校務に活 かすのかという点で、具体的な 事例も不十分です。



授業で使うには、あまりにも 準備不足で、「事例集を提供し たのであとは学校で」と、学校 現場に責任を押し付けていると しか言えません。

少なくとも、今まで県教委が 行なってきたモデル校などを数 校指定して、1年間かけて実践 事例を積んでから、全体での導 入を進めるべきです。

今回の事例集では準備期間が 短かすぎて、多くの学校、教科 で十分に研修が積めず見切り発 車すらできない状態になること は明白です。

保護者への説明は管理職

新入生に学習者用端末を購入 させる計画では、合格者説明会 で各学校の仕様に準じた端末の 購入説明が予定されていますが、 説明会後の問い合わせで学校が 混乱することが予想されます。

混乱される状況が目に見えているにもかかわらず、当初の保護者自己負担の計画を修正せず、学校任せにしている県教委の責任は大きいと言えます。

本来であれば、計画を進めている県教委が窓口を用意し、全ての質問に対応するのが当然ですが、少なくとも学校側の対応については、端末導入のための研修や年度末業務を抱えている教職員ではなく、教頭など管理職が窓口となることが当然です。

教育長、変形労働時間制見送りを明言

3月9日の茨城県議会本会議一般質問で、日本共産党の山中たい子県議は、県教委が1年単位の変形労働時間制の条例提案を見送ったことに対して、その理由を質問しました。

答弁に立った小泉県教育長は「教員の変形労働時間制につきましては、学校における働き方改革を総合的に進める1つの選択肢ではありますが、まずは教員の長時間勤務の縮減に向けた取り組みを推進し、その成果を上げることが先決であると考えておりますので、当面見合わせることとします」と回答しました。

前号の茨城の教育でも取り上げましたが、県教委は条例提案 見送りについて「1年単位の変形 労働時間制については、本県に おける制度導入は未定であることを申し添えます」と各学校に 通知しています。非常に、わかりにくい通知ですが、県教育長 の答弁はその理由とともに明確 な回答になっています。

長時間労働の縮減が先ではないかというのは、県教委との懇談で組合が主張したことです。なお、県議会の質疑の動画は県議会のIPで閲覧することができます。

今年の高校入試史上最低の倍率

今年の高校入試の倍率は、志願先変更後の倍率が、全日制平均が0.97と1倍を切りました。倍率が0.5以下の学校は10校12学科になりました。

定時制平均が0.41で、全日制・ 定時制合計の平均倍率は0.95に なりました。

2次募集志願状況は、全日制 (2113人)と定時制(561人)合 わせて2674人の募集に対し、志 願者倍率は前年度比0.06ポイン ト減の0.06倍になりました。

2次募集で、志願者が0人の学校は全日制で22校31学科に上り、 定時制で8校になりました。

今年の志願倍率0.95倍, 0.06倍という数字は史上最低の数字となっています。この倍率をどのように考えるかが大きな問題です。志願倍率が低いのは、当該校の努力が足りないからだという問題でないのは言うまでもありません。

30人学級の先行実施を

3月9日の県議会答弁で、小泉教育長は、「なお、高校につきましては、小中学校が行っているクラス単位を基礎とした授業形態と異なり、学科や教科などの特性に応じ、多くの学校で習

熟度別授業や選択科目の授業が行われ、きめ細かな指導を行っているところでありますので、現時点では小・中学校と同様に35人学級とする必要はないものと考えております」と回答しています。

教育長の回答が高校の実態や 教職員の要求と全く一致してい ないことは言うまでもありませ んが、志願倍率の低下を踏まえ れば、志願倍率が極端に低い学 校を先行的に30人以下学級にし ていく必要があります。

入学時学級減や進級時学級減 や高校統廃合では、志願倍率が 低い学校に入学した生徒の教育 を受ける権利を奪うことになり かねないからです。

また、私学と公立のバランス を考慮して、私学の教育条件を 改善するためにも、私学に対し て入学者数の制限基準を作る必 要があります。



東海第二原発差し止め判決

3月18日、東海第二原発の安全性に問題性があるとして、県内外の住民ら224人が日本原子力発電(原電)に運転差し止めを求めた訴訟の判決が水戸地裁であり、前田英子裁判長は「実現可能な避難計画や実行する体制が整えられていると言うにはほど遠く、防災体制は極めて不十分」として住民の請求を認め、運転を差し止めるよう言い渡しました。

判決では、基準地震動の設定 や施設の耐震性、津波、火山の 想定については、「いずれも審 査基準に不合理な点があるとは 認められない」として、原子力 規制委員会の審査を追認する判 断を示しました。

しかし、判決理由では「原子力災害対策重点区域(概ね30キロ内)の住民は94万人余におよぶところ、原子力災害対策指針が定める防護措置が実現可能な避難計画およびこれを実行し得る体制が整えられているというにはほど遠い状態であり、防災体制は極めて不十分であるいわざるをえず、その安全性に欠けるところがあると認められ、人権侵害の具体的危険があると判断した」と述べられています。

避難計画も30キロ圏内の14市 町村のうちでできているのは5つ の自治体だけにとどまっていま す。判決理由の中では、避難計 画ができた5自治体は避難対象住 民が少ない自治体で、15万人以 上の避難対象住民を抱える日立 市やひたちなか市、水戸市でで きていないことを問題にしてい ます。

また、過酷事故が起こった場合5キロ圏内の住民が先に避難し、30キロ圏内の住民は初め屋内退避して、5キロ圏内の住民の避難が完了した段階で避難を始めると計画されているが、実際にそれが可能なのかについても疑問を呈しています。

今回の判決で、避難計画ができたかどうかだけではなく、避難計画を実行する体制ができているかどうかを問題にしていることを高く評価する必要があります。

この間の避難計画の議論の中でも、避難先市町村の避難場所のスペースが一人2.0㎡であることが問題になっていました。避難先のスペースを単純に2.0㎡で割って避難受け入れ人数を算出していました。

高齢者や重病者の避難をどう

するかも大きな問題です。交通 の混雑を解消するためにはどの ような対策が必要なのか、避難 経路を明らかにし、住民にどの ように情報を徹底するのか、人 員を何人配置できるのか、こう した避難計画を実行する体制を 作り、住民に知らせ実行できる ようにしなければなりません。

原電は、翌日の19日に控訴しました。しかし、時間があれば避難計画や実行できる体制ができあがるというものではありません。

私たち茨城県民は、今回の判決を高く評価して、原電や県、 国に対して東海第二原発再稼働 反対の世論、取り組みを大きく していく必要があります。

分会専門部交流会オンラインで実施

毎年4月に行っている分会専門部交流会を、今年はオンラインで下記の日時に行います。

- *日時 4月18日 (日)
- *13:30から入室可
- *交流会 14:00~16:00

学習者用端末や入試問題、働き方改革など新年度4月からの学校の様子や問題点、疑問点を出し合っていきましょう。

オンラインの入室方法につい ては、後日連絡します。